

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年6月28日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

デ戦第6号

(2) 業務名

ペーパーレス会議システム実証導入に係るタブレット調達

(3) 業務内容

以下に定める物品の調達

ア 購入物品及び数量 タブレット機器 40台

イ 購入物品の特質等 仕様書による。

ウ 納入期限 仕様書による。

エ 納入場所 仕様書による。

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の物品購入等に係る競争入札参加資格において「電子計算機」の営業種目を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札時において、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

(1) 仕様書に示す物品を、期日内に納品すること

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により、入札参加資格確認資料を令和4年7月4日(月)午後5時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

5 入札説明書の配布場所及び担当部局等

(1) 配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課

電話番号：054-221-2915

メールアドレス：digital@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 配布期間

公告の日から令和4年7月4日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 配布方法

上記(1)に掲げる機関で無料にて配布する。

電子メールによるPDF形式ファイルでの配布を希望する者は、上記配布場所へ連絡すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年7月7日(木) 午前9時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階OA研修室

(3) 入札書の受領期限

開札の日時まで(郵送、電送による入札は認めない。)

(4) 入札方法

総価による。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金

免除

(7) 契約保証金

免除

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(9) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 詳細は入札説明書による。